

平成28年度 安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

開催日時：平成28年7月11日（月）午後2時～3時20分

開催場所：クリスタルアージュ3階 研修室301

委員等の出席状況

委員等の出席状況	
出席委員	(敬称略) 栗栖 一典 安芸高田警察署 署長 猪上 優彦 安芸高田市民生児童委員協議会 会長 毛利 宣生 三次人権擁護委員会協議会安芸高田市部会 会長 伊藤 千代子 安芸高田市障害者自立支援協議会 会長 河野 正義 青少年育成安芸高田市民会議 会長 二山 義夫 安芸高田市PTA連合会 理事 富岡 美保子 安芸高田市立小学校校長会 会長 松本 貴文 安芸高田市立中学校校長会 代表 杉安 明彦 安芸高田市総務部 部長 小笠原 義和 安芸高田市市民部 部長 可愛川 實知則 安芸高田市福祉保健部 部長 叶丸 一雅 安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
欠席委員	前重 昌敬 安芸高田市議会 代表 齋藤 英二 安芸高田市社会教育委員 代表 大番 恵子 安芸高田市保育連盟 会長
出席した事務局職員	永井 初男 安芸高田市教育委員会 教育長（開会あいさつ後に退席） 児玉 晃 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 課長 本田 光洋 安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課学校教育指導係 指導主事
傍聴者	なし

会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○教育長あいさつ

○開会

1. 委員、事務局職員自己紹介
2. 会長、副会長の選任
3. 会長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料等について

○日程第2 報告

1. 平成27年度のいじめ問題等の状況について
2. 小中学校における生徒指導規程統一の取組について
3. スクールサポーター活用の取組について
4. 「STOP9」の取組について

○日程第3 協議

1. いじめの防止等について

○日程第4 その他

1. 諸連絡等

○閉会

1. 副会長あいさつ

—配布資料—

- ・「平成28年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿」(資料1)
- ・「安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について」(資料2)
- ・「安芸高田市立小学校生徒指導規程」(資料3)
- ・「『STOP9』の取組について」(資料4)
- ・「平成27年度安芸高田市スクールサポーター派遣事業に係るアンケート調査結果」(資料5)
- ・「平成27年度児童生徒の携帯電話・スマートフォンの使用状況調査結果」

会 議 概 要

○委嘱状の交付

(開会に先立ち、教育長から代表委員に委嘱状を交付した。)

○教育長あいさつ

本日は、平成 28 年度安芸高田市いじめ問題対策連絡協議会定例会議のご案内をさせていただいたところ、委員の皆様方には公私ともにご多忙のなかご参加いただきましたこと、厚く感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

平成 25 年 6 月の「いじめ防止対策推進法」の成立を受け、本市におきましても、平成 26 年 6 月にいじめ防止基本方針を策定し、いじめの早期発見、早期対応及びいじめの未然防止に取り組んでいるところでございます。

本いじめ問題対策連絡協議会につきましては、設置条例を制定し、平成 26 年 12 月に第 1 回目となる定例会議を開催して以来、3 回目の実施ということになります。

子供の健全育成にかかわりの深い機関や団体から一堂に会していただき、学校のいじめ問題等の状況を報告させていただく中で、色々のご意見をいただくことは、社会全体でいじめ問題を考えるという意味で大変意義深いことと考えております。

本市では今までいわゆる「重大事案」に該当するいじめ事案は生起しておりませんが、全国的にみますと、児童生徒の命に係るような事案が発生しております。そういう状況だからこそ今、学校・行政・地域社会の努力により、危機にさらされている児童生徒が身近にいるのではないかという危機感をもって対応することが求められているとも考えているところでございます。

このことを踏まえまして、教育委員会におきましても、安芸高田警察署と連携に関する協定を締結し、連携をさらに強化するとともに、スクールサポーターやスクールカウンセラーの学校への派遣、子育て支援課、危機管理課、あるいは子ども家庭センターをはじめとする関係機関との連携、ケース会議の実施、学校と市教委との連携の強化等の取組を進めてきております。

今後とも、関係機関、関係団体と緊密な連絡をとりながら緊張感を持って、このいじめの問題に取り組んでまいりますので、本定例会議において協議いただくとともに、これまで同様、委員の皆様方のご支援とご協力をお願いをいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○委員、事務局自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○会長、副会長の選任

(事務局から、会長に猪上優彦氏、副会長に毛利宣生氏を提案し、了承された。)

○会長あいさつ

会長に選任いただきました民生児童委員協議会の猪上でございます。引き続きよろしくお願したいと思っております。先ほど、教育行政あるいは当委員会の目的等につきましては、教育長のご挨拶にあったとおりでございます。

このいじめの問題は子供たちだけの問題ではないのです。大人の世界にもあると言っているのですが、特に学校のいじめ問題は、学校、子供たちだけではなく保護者、地域を巻き込んだと言いますか、連携をして一緒に対応していかなければならないのであります。幸いにも安芸高田市には、深刻な事案、重大事案は起きていませんが、聞く所によると一般的な事案はどこにもあるということでございます。これが大きくならないように、皆さんで意識をして、また本日現状の説明を受けて、情報共有をしていきたいと思っておりますので、限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いたします。

事務局

ここからは、会長に議長となつていただき、進行をお願いします。

会長	<p>それでは、レジメに沿って会議を進めます。</p> <p>日程第1「事務局諸連絡等」(1)「配布資料等について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>配布資料等について説明いたします。</p> <p>先ほど教育長の挨拶の中にもありましたように、このいじめ問題対策連絡協議会も、3年目を迎えることとなりました。本協議会はいじめ防止対策推進法に基づき、本市に関係の条例、規則を制定いたしまして設置をした協議会です。</p> <p>この「いじめ問題対策連絡協議会」ですが、青少年の健全育成に関わりの深い関係機関・団体等の方で構成する、いわゆる「ネットワーク会議」です。役割といたしましては「いじめに関する状況等に係わる情報の共有」や、「必要な対策の確認」といったものが主なものとなろうかと思えます。地域社会全体で、いじめの問題に取り組んでいこうとする基礎的な組織といえます。</p> <p>本日配布しております資料ですが、資料番号を打っております。資料1～資料5までございます。ご確認ください。それと、レジメと本日委員の方から提供いただきました「発達障害講演会」の案内が1部あります。みなさん資料がすべてありますでしょうか。よろしいでしょうか。「配布資料等」につきましては以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの事務局の説明について、何か質問はございませんか。</p> <p>よろしいですね。</p> <p>それでは、次に日程第2「報告」に移ります。(1)「平成27年度はいじめ問題等の状況について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>平成27年度はいじめ問題等の状況について報告します。資料2をご覧ください。</p> <p>まず、「暴力行為」についてです。平成27年度は、暴力行為は小学校4件、中学校12件生じました。前年度と比較すると、小学校は2件の減少、中学校は9件の増加です。小学校は児童間暴力が4件、それぞれ3校の小学校で別々に生じたものです。中学校の12件は、対教師暴力が1件、生徒間暴力が10件、対人暴力が1件です。それぞれこの暴力事案は、4中学校で別々に生じたものです。中学校における事案の増加については、特定の生徒による繰り返しという所が大きいです。それぞれの事案につきましては、スクールサポーターや警察、児童相談所、行政関係課と連携しながら対応してまいりました。本年度現時点までは、小学校3件、中学校0件であります。中学校は、スクールサポーター等の連携により現在は落ち着いている状況です。今年度の取組の視点は、生徒指導規程に基づく、毅然とした指導の徹底、児童生徒理解から未然防止の取組、特に授業改善、積極的な生徒指導といった所に力を入れて参りたいと思っております。加えてスクールサポーターや医療機関との連携を充実させていきたいと考えております。</p> <p>次に「いじめ」についてです。いじめの認知件数は、小学校10件、中学校8件でした。前年度と比較すると、小学校2件減少、中学校は1件増加です。いじめの態様としては、小学校、中学校ともに「冷やかしかからかい」、「悪口、仲間外し、無視」、「ぶつかる、叩く」などが多く、中学校では、「携帯電話等による誹謗・中傷」が2件ありました。なお、「重大事案としてのいじめ」は本市では、まだ生起しておりません。このいじめを把握できた要因としましては、本人や保護者からの訴えが13件で、うち小学校が5件、中学校が8件です。教職員等の発見4件はいずれも小学校で、うち「いじめのアンケート」によるものが2件です。その他、関係機関からが1件です。いずれの場合も認知したいじめについては、学級担任をはじめ学校の教職員が児童生徒に個別の聞き取りしながら、また保護者と連携をしながら加害者側の児童生徒や保護者からの謝罪等を含めた対応をして、一定の解決に至っております。本年度は現時点で、小学校が3件、中学校が0件であります。今年度の取組の視点といたしましては、早期発見・早期対応の実態把握に向けて、先ほど申しました「いじめのア</p>

ンケート」、それ以外に個別面談、または生活ノート等の日記の取組を充実させていくということと、情報共有を基にした組織的対応、被害者側に立った共感的理解、スクールカウンセラー等との専門機関との連携の充実といったことを考えております。

次に「不登校」についてです 27 年度は、小学校は 7 人、中学校 15 人でした。前年度と比較すると、小学校は 5 人減少、中学校は±0 で増減がありませんでした。連携し相談をうけた機関は、適応指導教室は小学校 6 件、中学校が 4 件の合計 10 件、子ども家庭センターは中学校 2 件。その他、病院などと連携し、相談指導を受けました。本年度は現時点で、不登校は、小学校 1 人、中学校は 7 人です。昨年度から継続している子供が多く、特に中学校 3 年生の生徒が割合的に多くなっています。今年度の取組の視点としましては、適応指導教室、家庭教育支援員、スクールカウンセラーなど関係機関等との連携の強化、未然防止の取組の推進。規範意識の醸成や人間関係力の育成、ていねいな保護者連携、また小学校から中学校に進学する時の連携が大事であることから、小中連携の充実も考えております。

加えまして、いじめ問題に対する各学校の取組についてももう少し詳しく報告をさせていただきます。安芸高田市いじめ防止基本法を受けて、市内 19 校すべての小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に関わる年間計画を明確にして取組を進めています。組織的に取組の充実を図っていくために、いじめの防止及び早期発見を組織的に行う、学校いじめ防止委員会を校内運営組織に位置付けて児童生徒理解及びいじめの未然防止に向けた取組について校内研修をそれぞれ 4、5 回程度行っています。

平成 27 年 3 月 31 日に「児童生徒の被害の恐れに対する学校における早期対応についての指針」というものが文部科学省から出されました。皆さんご記憶にあると思うのですが川崎市の中学校 1 年生の男子生徒が殺害され、少年 3 人が逮捕されるという痛ましい事件がありました。この事件を受けて出された指針です。特に対応を強化する事案の例として「児童生徒が所在不明」、「家庭の協力が得にくく連絡がとれない」、「学校外での集団と関わりがある」、「欠席が続く」が示されています。本市におきましても、緊密な家庭訪問ができる組織体制の整備、学校と市教委との連携の強化、子育て支援課、危機管理課、子ども家庭センター等の関係機関との連携、ケース会議の実施そして、安芸高田警察署との連携及び連携に関する協定の締結、スクールサポーターの学校への派遣、スクールカウンセラーの学校への派遣等の取組を進めております。また、いじめほどの子供にも、どの学校にも起こりうるものであるという認識にたち、認知件数を問題にするのではなく、積極的に認知したうえでその解決を図っていく取組を進めています。そのために児童生徒への定期的なアンケートや個人面談を実施し、その結果を保護者に積極的に報告しています。その他、保護者への啓発として、いじめ発見のポイント、命や友情等をテーマとした道徳授業参観日の開催、携帯電話のモラル研修なども実施しております。以上です。

会長	ただいまの報告内容について何か質問はございませんか。
委員	27 年度に発生したいじめ事案の根本的原因、共通的な原因はどのようなものでしょうか。
事務局	多いのは友だち関係のトラブルです。ただ、昨年度の 18 件を細かく見るとそれぞれの状況というもの大きいと思います（事案によって異なる）。これが根本というものは掴みきれいていません。
委員	一番多いのは、友だちとのトラブルからいじめが生起するということですね。
事務局	はい。そうです。
委員	分かりました。
会長	その他ございませんでしょうか。

委員	いじめアンケートを実施されているということですが、年間1回なのか、複数回なのか、頻度を教えていただければと思います。
事務局	いじめアンケートは通常、学期に1回学校で実施しています。1年に3回ということになりますが、保護者アンケートも実施し、(児童生徒対象は)年2回になっている学校もありますが、複数回は実施するようにしております。
委員	暴力行為やいじめ、不登校とございますが、暴力行為やいじめが不登校につながっているという事案がありますか。
事務局	トラブルの最初の原因が暴力行為等にあつて、それは(暴力行為等については)解決したのだけれども、その後(他の要因もあり)不登校になっている事案があります。
委員	スポーツ界でも、柔道の女子選手による告発で大きな問題になり、体育協会をあげていじめ防止の取組をしていますし、スポーツ少年団でも指導者研修会がある度にこの問題が取り上げられる。小中学校でも、スポーツをしている時にいじめが起こるようなことはあるのでしょうか。
事務局	子供同士の人間関係は(例えば部活動中も)つながっていますので、(その「つながり」が部活動内にある場合は)スポーツをしている時であっても、友達どうしのトラブルも(継続して)存在しています。
委員	ありがとうございます。
委員	小中学校の特別支援学級に所属している子供たちのいじめとか、件数が分かれば教えてください。
事務局	整理していないのでお答えできません。申し訳ありません。
委員	下校中に上級生が、(障害のある)子供を後ろから追いかけて何か投げてきたという事案がありました。私が学校に連絡したら、先生がすぐ事情を聞き、その上級生を呼んで話をしてくれましたので、次の日には(被害のあった子も)笑顔で、大きな問題にはならなかったのですが、表現が難しかったり、人間関係が取りにくい子は、そういうことがあるかなと思いました。
事務局	ありがとうございます。
委員	いじめの問題に関して、(加害者である児童生徒の)保護者の理解、協力が無い。そのような親に限ってクレームが多いという話も聞きます。こういう状況の中では、PTAや地域を巻き込んでいかないと(解決しないのではないかな)。こういった保護者の理解はどうか、話をしても分かってもらえないというような話を聞くのですが・・・。 いじめに限らず、いじめられてはいないけれども、ちゃんと学校に来れない子と言うのは、親にいくら言っても、親が早く起こさない、朝ごはんも食べさせてないということがありますよね。私たちも見聞きますが、このあたりにも(問題の)根があるのではないかなと。
事務局	保護者からすれば、まずは自分の子供が1番です。それがために周りが見えにくい状況を生むケースがあるのだと思います。今までの事案を見てみると、学校と保護者が対立したような状況になった時に、地域の方が助言してくださったり、PTAとして何かできることがあるのではないかなということで保護者会を開いてくださったりということをしていただくと、やはり事案がスムーズに進んでいくということがあります。ご意見があったように、学校まかせにするのではなく、学校がしていることを理解していただいた上で、様々なご協力やご支援をいただいた方がいいのではないかなと思います。関係者だけでは狭まった視点になりがちなので、多くの意見や考えを基に事案を良い方向に持って行こうという視点を皆さんに持ってもらえたらよかろうかと思います。
委員	クレームなどについても、保護者も交えて、地域も交えて「このようなクレームが出ている」ということを個人名は出さなくてもよいので、「どのように思うか」ということを(学校が)した方がい

	<p>いのではないかと思います。私たちも地域として子供にも親にもきちんと注意もします。しかし親は何か「うちの子だけではない。」と言います。先生も黙って聞いているだけになってしまつては、事態はいい方向に進みませんし、子供にも良い影響はありませんので、このことをちゃんと共有したいと思います。</p>
委員	<p>P T Aとして一緒に協力してやっていくという考えはありますので、学校で問題が発生して小さい火のうちに情報を流していただきたい。早く分かったら学校、P T A、地域が協力して火を消していけるのですが、大きな問題になってからP T Aにと言われても難しいので、その辺りも頭に入れて（問題が）小さい時に対応していただけると動きやすいかなと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>教育委員会としても校長会等に話をしてもらえたらと思います。</p> <p>また、何かございましたら、後でお聞きしますので、次の「小中学校における生徒指導規程統一の取組について」事務局からお願ひします。</p>
事務局	<p>資料3の方をご覧ください。</p> <p>生徒指導規程について報告をします。先ほど暴力行為の今年度の取組の視点について申しましたとおり、安芸高田市内19の小中学校全てに生徒指導規程があり、この規程に基づき生徒指導上の諸問題の指導や対応に取り組んでいます。昨年度、安芸高田教育推進会生徒指導部会において、この生徒指導規程の内容が学校によって違うことによって保護者や地域の方に不信感や不公平感が生じることがないように、また教職員の解釈の違いによって対応が変わることがないようにしよう、という2点を重視して生徒指導規程が見直されました。中学校部会では引き続き調整中ですが、小学校では資料3のとおり統一しました。前半部分の1章、2章、3章では、学校の事情により細かい違いがあるのですが、第4章の「特別な指導」については、生徒指導上の諸問題が生じた時の対応や指導が学校によって違うということが生じないように統一しております。このことにより、さらに信頼される学校づくりに取り組んでまいります。以上です。</p>
会長	<p>この件について何かございますか。よろしいですか。</p>
委員	<p>中学校も同様に、何年かごとに統一はしています。さらに統一をしようということで、様々な関係機関に情報をいただきながら、素案まで出ています。中学校が参考にしているのは高等学校の規程です。発達段階がありますので、どうしても小学校との違いが出てきます。ただ、（統一した）生徒指導規程を基に学校で運用をする上で、全く同じということは難しいと思います。ケースバイケースがありますので、そこは保護者の方にも理解していただきたいと思います。</p>
会長	<p>少々の（運用の）幅はあるけれども、「基本はこういうことでいくよ」というような理解でよろしいですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。</p> <p>では、続きまして「スクールサポーター活用の取組について」事務局からお願ひいたします。</p>
事務局	<p>資料の5をご覧ください。</p> <p>昨年度の定例会議でも話題になりましたが、昨年度・今年度と広島県警の事業である「スクールサポーター」派遣制度を活用しまして、警察官OBの方を各小中学校に派遣し、学校安全や生徒指導に係わる助言や指導をいただいているところです。資料の1枚目は安芸高田市教育委員会が実施した調査の結果で、2枚目は広島県教育委員会が実施した調査の結果になっています。1枚目の本市の調査結果について説明します。表ページの左側「どのように活用しましたか」という問いに対して、一番多いのが「児童生徒の観察と情報交換」です。次に多いのが「休憩時間等における児</p>

	<p>児童生徒への関わり」、その次が「問題行動への対応」や「警察連携」「校内の施設設備」に対する助言となっています。次に右側、「どんな効果があったか」という問いに対しまして、一番多い回答は「児童生徒の様子について客観的情報を得ることができた」ということです。次に多いのが、「問題行動の抑止効果」「教職員が気付いていない点を指摘され改善した」という回答です。2枚目の広島県教育委員会の実施した調査についてもほぼ同様の結果が出ています。全ての結果についての説明は時間の都合上いたしません、今年度も小中学校に2名のスクールサポーターを派遣しまして、生徒指導の充実、安心して学習できる学校環境づくりの取組を進めているところでございます。簡単ですが以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>資料は後でゆっくりと見ていただくといことですが、今の件について何かございませんか。それでは、また何かありましたら最後にでもお聞きします。それでは、4番目の『STOP9』の取組について」お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日は資料4のカラーのもの1枚ものと「STOP9」という白黒のものです。スマートフォン等の使用についても、昨年度の定例会議でご意見いただきました。特にスマートフォンは非常に便利なものであり、急速に家庭に普及いたしました。その利便性を否定するものではありませんが、一方で、いわゆる「ネットいじめ」というものも実際に事案として上がるようになり、家庭での長時間利用による生活習慣の乱れも、家庭での一般的な課題となったと考えられるようになりました。このような課題を背景として、教育委員会では昨年度小学校5学年から中学校3年生を対象にアンケート調査を実施しました。</p> <p>資料4の2枚目をご覧ください。調査結果をまとめたものです。「自分の携帯電話やスマホを持っていますか」という問いに対し、「持っている」という回答は学年が上がるにつれて割合が高くなっていますが、「持っている」と「持っていないが家族のものを使っている」と回答した児童生徒を合わせた割合は、小学校5年生が一番高く79%を占めています。今後も低年齢化していくのでは、と思わせる結果となっています。その下、「どのくらいの時間使うか」という問いに対しては、学年が上がるにつれて時間が長くなる傾向があります。中3については受験生ということで中2よりは少し短くなっているのではと推測します。</p> <p>時間の関係で全て説明することはできませんが、特にスマートフォンは多機能で、勉強のツールとして使うこともできますし、テレビや様々な動画、ゲームも楽しむこともできます。自分のスマホが1台あれば、テレビのように家族でのチャンネル争いもないですし、いきおい長時間利用し生活が乱れがちになるということや、メール、ラインといったいわゆるSNSの利用により、友達や不特定多数の人に情報提供をし、誤解を招いたり、いじめの原因になったり、全国的には犯罪に巻き込まれるということも起こっています。</p> <p>そういった傾向等を背景として、昨年からは携帯電話やスマートフォンの使用に関して何か取組をしましょうという話を、市のPTA連合会や小中学校の校長先生方と始めたところです。それが資料の1枚目になりますけれども、「STOP9」という取組です。「携帯電話やスマートフォンによる通信を午後9時以降はやめよう」という全県的な取組でございます。もう1枚白黒のものを配っておりますが、これが全県的な取組で広島県と広島市の教育委員会が事務局となっている「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」がこの取組を推進しています。県の教育委員会が関わっているということで県立高校でも当然推進されており、高校の中には「生徒心得」の中にこのことが書かれている学校もあると聞いております。この取組に本市も賛同しまして、教育委員会、PTA、小中学校校長会を中心に推進していきたいと考えております。既に市のPTA連合会役員会の賛同も得ておりますので、できるだけ早く打ち出したいと思っています。資料4の素案というものが推進する資</p>

	料と考えておりますが今から若干修正を加えながら打ち出していきたいと思っております。何かご意見があれば伺いたいと思っております。以上でございます。
会長	何かございますか。
委員	1つ教えてください。小学校ではまずないと思うのですが、中学生が学校に携帯電話を持ち込んではいけないけれども、持ち込んでいた場合はどのように対処されているのでしょうか。
委員	おそらく、市内6校同じだとは思いますが、持ち込んだ場合は、預かります。預かった上で保護者に来ていただくなりして、とにかく本人には返しません。一定期間預かるか、またはその後保護者の方に来ていただいて、そこで指導もします。そういった指導をしてなお、繰り返す場合は、また方法を変えて指導をするということになります。
委員	基本的には持ち込むなということですね。
委員	6中学では持ち込みはないですか。
委員	いえ、時々あります。指導はしますけれども、常に持ち込んでいるとかはなく、時々あるくらいで滅多にあることではありません。
会長	ありがとうございました。その他、ありませんか。
委員	この「STOP9」は私も校長会でいただいたのですが、微妙に違うというのは、「携帯とスマートフォン」による「通信」としている所ともう1つの方は「携帯、タブレット、スマートフォン」で「送信」となっています。微妙な違いですが、指導するにあたって難しくなるケースもあるので、同じような理解で保護者にも渡して説明などをさせていただきたいので、その辺りも検討していただきたいと思います。
事務局	「送信」については、「通信」に直すようにしていくつもりです。タブレットも当然同じような使用ができますので、タブレットを載せているのですが、指導するのに難しいということがあれば、これは外した方がいいですかね。
委員	1番気になっているのはSNSです。相互のやりとりを、かなり時間をかけてやっていて、ここ（アンケート結果）に4時間以上やっているとありますが、非常に生活も乱れるし、色々問題が生じています。中学校に入って徐々に増えていくという傾向が、小学校の6年生がかなり増えているという最近の状況もあります。その辺を考えますと、しっかり指導しておかないといけないなと思います。
事務局	分かりました。ご意見を参考に修正を加えていきます。
委員	この取組は、「何時以降は電源をオフにして使用しない」というのが目的なのか、それとも先ほど言われたように「自分のため、相手のために9時以降は送信しない」ということなのか。
事務局	「9時以降は送信しない」ことによって友だちや外部の人に迷惑をかけるような使い方はしない。もう一つは（ゲームなど）自分の楽しみで生活が乱れるようなことはしないようにということです。先ほどの意見にも1番困るのはSNSであるということでした。1番の趣旨は「夜9時以降は送信しない、通信しない」ということではないかなと思います。
委員	家の子供にパソコンを使わせており、相手との通信はさせないようにしているのですが、私が夜10時頃に帰ると動画を見たりしていて、朝起きることが出来ない時も多々あります。ということは、何時からは使用しないという方向に持っていくべきで、SNSだけ制限してもどうなのかなと思います。小学校では、「メディアなんとか」という月に3日間くらいテレビも何も見ないというような運動をされているので、そういう時は一切（パソコンも）やらせないのですが、他の時は自分の部屋で遅くまで動画を見たりしているということがあるので、どうなのかなと思います。通信（の制限）だけで規則正しい生活習慣が取り戻せるのかということ、私としては疑問です。

事務局	<p>今言われたように、これまでも「ノーメディアデー」とか「ノーテレビデー」といった取組をしていましたが、それに加えてスマートフォンやタブレットが出てくるわけで、全市的な取組は、基本的なルールを「9時以降は相手に迷惑をかけないようにしよう」としておいて、(そのルールに加えて)「我が家のルール」で例えば「動画は土日だけにしよう」とされて取り組まれていただけたらと思います。</p>
委員	<p>(「STOP9」が) ベースになって、自分の家で決めたルールを加えていくということですね。</p>
事務局	<p>家庭であってもいいし、例えば学校あるいはPTA独自の取組として「うちは8時にしよう」とか「平日は使わないようにしよう」というルールで取り組まれてもいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
委員	<p>家庭ごとというのは難しいかもしれない。子供同士のつながりがあるので、学校単位か市全体でとしたほうが、取組としてしっかりするとは思いますが。</p>
会長	<p>この件についてどうでしょうか。それでは、次に日程3の協議に移りますが、本日は安芸高田警察署の栗栖署長にご出席をいただいております。せっかくの機会ですので、協議に先立ちまして栗栖署長より「少年問題の対応について」お話いただきたいと思っております。栗栖署長、よろしくお願ひします。</p>
委員 (栗栖署長)	<p>少年問題の対応について、数字的な面で紹介したいと思います。県内において平成27年に事件化したのは3件です。これは、いじめが明らかになったということで事件処理しております。1件目は、中学校男子生徒が同級生の男子生徒から下肢、腹を蹴る、からかう等のいじめを半年くらい受けていました。被疑者＝加害者は、被害者に針を刺したといった事案で、これは暴行で処理しております。2件目です。これは高校の生徒です。これも同じく同級生の男子生徒から下肢を殴る、からかうなどのいじめを受けていたということがあります。被害者が抵抗した際に立腹し、殴る等の暴行を加える傷害事案になっています。3件目、小学生男児です。同級生の男児に暴行を加えるということでこれは児童通告をしています。</p> <p>平成28年の本県の状況ですが、すでに3件の事件がありました。1件目は中学生の男子生徒が上級生の男子生徒数名から、からかわれたり、わいせつな行為をさせられたりしました。強制わいせつで送致しております。2件目が高校生の男子生徒が同級生の男子生徒から殴られる、足蹴りされる、あるいは弁当を食べられるなどいじめを断続的に受けていたものです。これは、暴行で2名検挙しております。3件目が小学校女子児童です。同級生の女子児童に対し、カッターナイフをつきつけるなどしたことで児童通告しております。</p> <p>当署の状況ですが、昨年から本年にかけていじめによって事件化になったものはございません。先ほど数字的にいじめ、暴力行為等安芸高田市内小中学校の状況について報告がありましたが、これは小中学校の中で解決できた事案と警察は捉えております。</p> <p>その中でも連携をとっていかなければ、これは大きな芽になるよ、大変なことになるよということで、先ほど教育長からも紹介がありましたが、まず教育委員会と警察との相互連絡の協定を結んでおります。昨年の9月1日です。内容的にはいじめとか児童虐待があった場合は小学校、中学校あるいは教育委員会から警察へ情報提供するということです。児童生徒の犯罪行為があった場合、あるいは犯罪には至らないが犯行為、自己あるいは他人の徳性を害する行為、喫煙や怠学などの継続的な不良行為について警察が把握した場合は、逆に教育委員会、小中学校へ情報提供をし、相互に連携をして健全育成に努めるという協定を結んでおります。</p> <p>さらに、警察は病院とも協定をしております。児童に怪我がある場合、児童虐待が最近が多いので、病院から警察に連絡が入るような協定を結んでおります。これは、昨年の10月9日に吉田総合</p>

	<p>病院と協定を結んでおります。</p> <p>続きましてお願いがございます。先ほども報告がありましたが、スクールサポーターという2名の警察OBが昨年から小中学校に入り、指導をしております。県警本部の少年対策課の方からも、29年度も継続してスクールサポーターを活用していただきたいというお願いがきております。先ほどのアンケートを見ましても生徒が落ち着いて授業を受けるようになったとか、あるいは課題のある生徒だったけれども、スクールサポーターから指導してもらって生徒の態度も改善したという意見も出ておりますので、来年度も継続してスクールサポーターの活用をお願いしたいと思っております。私からは以上でございます。</p>
会長	<p>栗栖署長さん、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局からの報告、説明、あるいは今の署長さんの話を受けて考えられたことなど全て含めて何かありましたら、ご発言いただければと思います。よろしくお願い致します。</p>
委員	<p>せっかくの機会でございますので、人権擁護委員の活動の一端を紹介させていただき、関係の委員の皆さんのご理解を図りたいと思います。</p> <p>まず1つには、「子ども人権110番」というものがございます。「0120」へ電話していただいて子供の悩みなどを聞くものです。昨年県内では874件、一昨年と比べて85件の減です。939件だったものが昨年は874件に減っています。</p> <p>それから「子どもの人権SOSミニレター」ということで全国の小中学校の児童生徒にミニレターを配布しまして、学校の先生にも言えない、保護者にも言えないような内容を法務局の方に手紙の形で出し、法務局の職員または人権擁護委員が回答していくというものです。事案によっては、学校とか保護者に連絡する、あるいは警察とも連携させていただいて解決を図るということを行っています。昨年県内では、398件です。一昨年は484件ということで88件の減となっています。うち三次人権協議会の管内、庄原・三次・安芸高田全体では昨年18件です。一昨年は19件で1件減ったわけですが、安芸高田市からは1件ございました。これは、子供間で、何かの事情であいさつや言葉が交わせなくなったということで、軽微な形で法務局の職員が回答しております。</p> <p>次に「全国中学生の人権作文」です。全国の中学校生徒を対象として、人権作文を原稿用紙5枚以内で提出していただいて、三次管内、広島県、全国という形で優秀作品を県、全国へ送り、最終的に優秀作品は法務大臣などの方から表彰を受けます。表彰された作品は広報で紹介したり、冊子にして関係のところへお配りをしています。</p> <p>それから「人権の花運動」を実施しています。全校生徒に配ればいいのですが、安芸高田市では年間小学校3校の児童や先生にヒヤシンスの球根をお配りして、思いやりや優しさを育もうということで、冬から春に向けて花を咲かせていく取組をしています。(咲いた花を) 近くの郵便局、農協などにも持って行って、その趣旨を広げていくという取組をしている学校もあります。</p> <p>また「人権スポーツ教室」ということで、プロバスケットボールチームの広島ドラゴンフライズが、庄原・三次・安芸高田3市の中で1年に1校程度と交流する取組を実施しています。</p> <p>それから「音楽人権教室」ということで、沖田さん夫妻のビオラやピアノ演奏と語りで心を安らげる、人間教育を行っていく取組をしております。平成26年度から始まり、向原中学校が最初の学校でした。今年は三次か庄原の学校で行います。</p> <p>小学校、中学校におきましては、たびたびお願いや訪問をさせていただいていますが、子供に人権に関わる心を育てていただく取組であるご承知いただけたらと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。その他、何かありませんでしょうか。</p>

委員	最後に1つお聞きしたいのですが、子供たちはこれから夏休みに入り、それぞれ家庭、地域での生活に入るわけで、学校から事前に夏休み中の生活の注意事項を保護者や子供に出されると思います。私は担当区の学校に「私にもください。」と言って、もらっているのですが、学校の注意事項はどの程度の範囲に配っているのですか。保護者だけでしょうか。「学校だより」に書かれて、配れば全員には届くのですが。出来れば、必要な所には、夏休みの生活の注意事項をいただけたらと思います。いかがでしょうか。
委員	学校は、長期の休みの前にそのような注意事項を保護者あてにも、子供への諸注意も含めて、ペーパーを渡すようにしていますが、今言われたことは大事だと思いますので、教育委員会と話をしていきます。
委員	児童委員が117名と主任児童委員が12名いますので、どういう注意がなされているということを知れば、参考になると思います。ご検討ください。 その他ございませんでしょうか。
委員	教育委員会が出された資料で、平成16年度からの統計（「いじめ」の件数等）があるのですが、「いじめの発生件数」から「いじめの認知件数」に途中で変わりました。「発生」ではなく「認知」ということが重要なのだということで、その時に件数が多くなった経緯がありますので、数字に連続性がないということがあります。統計の方も変えていただく方がいいと思います。 もう一つ、（いじめは）どこでも起こり得るということがありますが、学校も抵抗感があります。いじめが認知されたと言え、やはりいい雰囲気ではないのですが、そこを乗り越えて、国は少しでもいじめの疑いがあればとにかく件数にあげなさい、（認知をして）解決することが大事とっています。（積極的に認知し、積極的に解決を図る）そのような手法がむしろ正常な学校なのだと思います。ここにおられる皆さんは理解されていますが、まだまだ数字を否定的に捉えられる方も多いと思います。（積極的に認知によって）学校も努力しているのだということを広げていただく方がいいのかなと思います。
委員	私は（民生児童委員協議会の）定例委員会で「学校のいじめの件数が少ない学校はおかしいぞ」、「絶対少ないことはない」、「多く出ている学校は先生が良く見ていると思いなさいよ」と委員の皆さんに言うようにしています。だから、先ほど意見として「細かいものでも出してくれ」というのはそういうことだと思います。
会長	その他ございませんでしょうか。それでは、だいたい出尽くしたようですので、日程第4「その他」に移ります。委員の皆さん、事務局から何かございますか。
事務局	毎年のことなのですが、本日の会議内容につきましては、事務局で会議録をとりまとめ、これまでと同様に市のホームページに掲載をいたします。ただし、発言内容に個人情報等にかかわる部分があれば修正を加えたいと思っております。 会議録の（案）ができましたら、皆様に事前にお渡しいたしますので、御確認いただき、修正点等あればご連絡ください。よろしくお願いたします。
会長	今の件はよろしいですね。その他よろしいでしょうか。それでは以上で本日の日程を全て終了いたします。皆さま熱心にご協議いただきありがとうございます。 それでは副会長、閉会のあいさつをお願いします。
○副会長あいさつ 委員の皆さん、また行政の関係職員の方々におかれましては、ご多用の中28年度の協議会にご参加いただきまして、また熱心なご意見等を賜りまして厚く御礼申し上げます。 それぞれの実態等を共有させていただきながら、それぞれの立場でいじめの芽を摘み、健全な学校運営・子どもの	

健全な成長について、ご努力いただければ幸いですと思うところであります。

いじめをする、いじめがある、見て見ぬ振りをする。という行為の背景には、子供を取り巻く学校あるいは家庭、社会環境が非常に複雑に絡み合った中で生起しているということもあり、小さい芽を早く摘むということが大事であります。また一方で、子供たちが持っている特性とか個性は大事にさせていただきながら、いい芽は伸ばしてあげる、悪い芽は早く摘むというそういう観点から、子供の成長を我々関係者が見守っていくということが大事ではなからうかと思うのであります。

本日は障害を持つ児童についての意見もありました。障害を持つ子供のお母さんが「障害は個性である」と言われたことがあります。「個性」ということであれば、時間はかかるけれども、一つのことをやるにしても待ってあげる、理解してあげるという、他人への思いやり、慈しみ・労わりの心を育てること、「摘む」と同時に子供の心を育てるということも大切なことではと思うところであります。

社会全体が非常に多様化し、個人の価値判断というものが非常に異なってきているのですが、子供たちを取り巻く環境を良くしていく営みをさせていただきながら、関係の皆さん方が協力し合いながら連帯するということが肝要だと思います。どうぞ、委員の皆さん方の地域における活動に邁進していただくことをお願い申しあげまして、本日の会を終えさせていただこうと思います。今日はありがとうございました。